

(公表概要)

警察職員の宿日直手当の支給に関する訓令（昭和34年本部訓令第8号）

この訓令は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）第21条の規定による宿日直手当の支給に関し、必要な事項を定めたもの。